平成２９年（フ）第３５７４号
大阪府東大阪市横沼町２丁目11番26号、前住所大阪府東大阪市大蓮北４丁目５番12号　ファミールオオハス　102号
債務者　奥山　典代
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５８９号
大阪市東淀川区東中島１丁目14番30―401号
債務者　上原　博文
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４号
栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地580
債務者　大島　晴香（旧姓寺内）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第２７号
熊本県天草市今釜新町3648番地ビーハウス２―203、前住所熊本県天草市下浦町8651番地６　ダーチャかねやき３号棟
債務者　伊東由加里
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第２８号
沖縄県石垣市字新川2212番地　県営住宅新川団地７号棟303号
債務者　屋嘉部直人
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月13日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

破産手続開始中更正

平成２９年（フ）第６３号
長野県長野市中御所１―５―１土田ビル１Ｆ
債務者　株式会社Ｂｏｎｄｓ
1　主文　当裁判所が平成29年８月９日になした破産手続開始決定中、債務者の商号につき「株式会社ＢＯＮＤｓ」とあるを「株式会社Ｂｏｎｄｓ」と更正する。
2　決定年月日　平成29年８月31日
津地方裁判所伊勢支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３９３号
福岡県春日市白水池２丁目120番地、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市乙金台１丁目３番22号
破産者　太村　　司
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８４２号
福岡市南区清水１丁目７番26―202号
破産者　松尾　和久
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６８号
福岡県久留米市小頭町１番地19　プランドール六ツ門Ⅱ201号、破産手続開始決定時の住所福岡県朝倉市堤527番地７
破産者　黒岩　正幸
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６号
福岡市南区多賀２丁目９番1134号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区大池１丁目12番37号
破産者　重田　　良
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４４号
札幌市西区西野４条８丁目１番40号
破産者　梅津　雅幸
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９３号
仙台市太白区泉崎２丁目22番30―110号、従前の住所仙台市太白区泉崎２丁目16番５―401号
破産者　小山　正典
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
埼玉県越谷市レイクタウン６丁目15番地７　ｓｔｏｒｋＤ、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町学園２丁目96番地１　グランディーナ904号
破産者　柳田　一成
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
埼玉県越谷市北越谷１丁目14番10号　北越谷ＭＫハウス203
破産者　野村　　健
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
愛知県豊川市蔵子１丁目21―32　レオパレス前川２　105号、住民票上の住所愛知県蒲郡市大塚町柴垣190番地
破産者　杉浦　一三
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目62番地１　ベルハイツ天満304号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区清水町１丁目14番地１　ブライトン清水町202号
破産者　宮村　誠一
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部